

○内閣府、厚生労働省、農林水産省、
経産省、令第 号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）の施行に伴い、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 野村 哲郎

経済産業大臣 西村 康稔

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則（平成二十年
内閣府、厚生労働省、経産省

労働省、府、財、農、林、水、産、省、業、省、
（令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(申請書に添付すべき資料)</p> <p>第十八条 申請書に添付すべき資料は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 申請書に記載されている申請人(申請人が法人等である場合にあっては、その代表者又は管理人)及び申請人の代理人(弁護士、<u>弁護士法人及び弁護士・外国法律事務所弁護士共同法人並びに司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第二項に規定する司法書士及び同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人を除く。</u>)の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証等(運転免許証、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)で申請の日において有効なもの、の写しその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類(以下「<u>本人確認書類</u>」<u>という。</u>)</p> <p>〔二〇八 略〕</p>	<p>(申請書に添付すべき資料)</p> <p>第十八条 「同上」</p> <p>一 申請書に記載されている申請人(申請人が法人等である場合にあっては、その代表者又は管理人)及び申請人の代理人(弁護士及び<u>弁護士法人並びに司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第三条第二項に規定する司法書士及び同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人を除く。</u>)の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証等(運転免許証、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)で申請の日において有効なもの、の写しその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類(以下「<u>本人確認書類</u>」<u>という。</u>)</p> <p>〔二〇八 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(支払該当者決定後の一般承継人の届出)</p> <p>第二十九条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項に規定する届出書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。</p> <p>一 届出書に記載されている届出人(届出人が法人等である場合にあっては、その代表者又は管理人)及び届出人の代理人(弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人並びに司法書士法第三条第二項に規定する司法書士及び同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人を除く。)の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている自然人に係る本人確認書類</p> <p>「二〇五 略」</p> <p>4 「略」</p>
	<p>(支払該当者決定後の一般承継人の届出)</p> <p>第二十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 届出書に記載されている届出人(届出人が法人等である場合にあっては、その代表者又は管理人)及び届出人の代理人(弁護士及び弁護士法人並びに司法書士法第三条第二項に規定する司法書士及び同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人を除く。)の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている自然人に係る本人確認書類</p> <p>「二〇五 同上」</p> <p>4 「同上」</p>

附 則

この命令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。